



岩手県立遠野緑峰高等学校

危機管理マニュアル

県職員としての行動指針
～ 大災害が発生したら（勤務時間以外）～

- 1 安全の確保を第一に考える。
 - (1) 生徒の大事故は、いち早く連絡し、教職員の協力を得るように行動して下さい。
 - (2) 勤務時間以外に災害が発生したら、まず自分自身や家族、近隣住民等の安全の確保を最優先に行動して下さい。
- 2 二次災害の防止に努める。

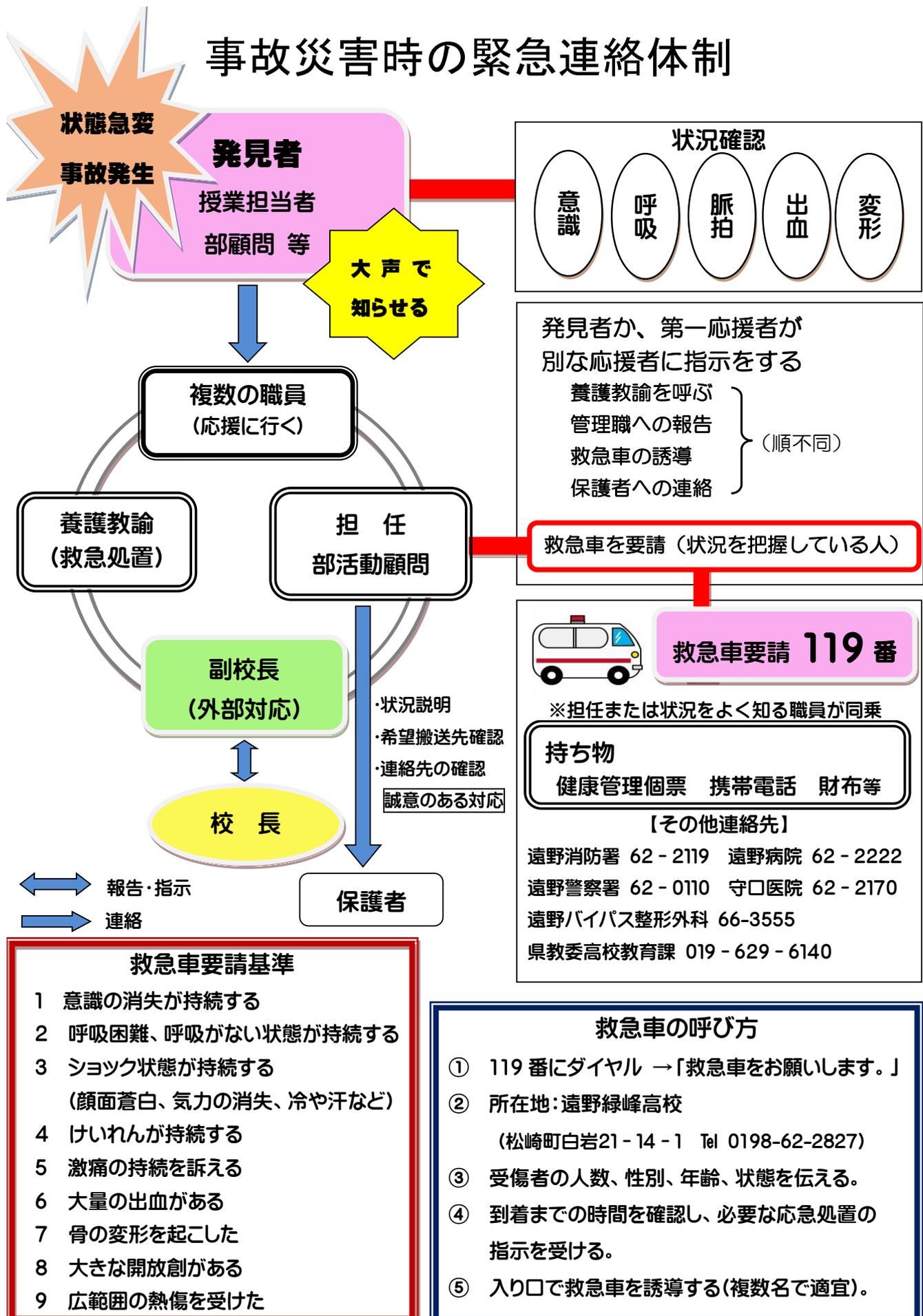
初期消火や出火防止、倒壊家屋からの人命の救出活動等、二次災害の防止に努めて下さい。
- 3 災害情報の早期収集を図る。

テレビやラジオからの災害情報等の入手に努め、震度情報、津波情報、気象情報等について確認し、災害対策本部の設置基準に該当する場合、所属長の指示を待つことなく、速やかに出勤して下さい。
- 4 出勤の際には細心の注意を払う。

出勤の際には、家屋の倒壊、道路の陥没、橋梁の落下等に細心の注意を払って下さい。
- 5 出勤できない場合は所属長に連絡する。

自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡して下さい。また、交通の途絶等により出勤できない職員は、最寄りの合同庁舎等、県の機関に参集し、参集先の指示に従い、必要な業務を行って下さい。更に、自分の所属長に連絡をとって下さい。

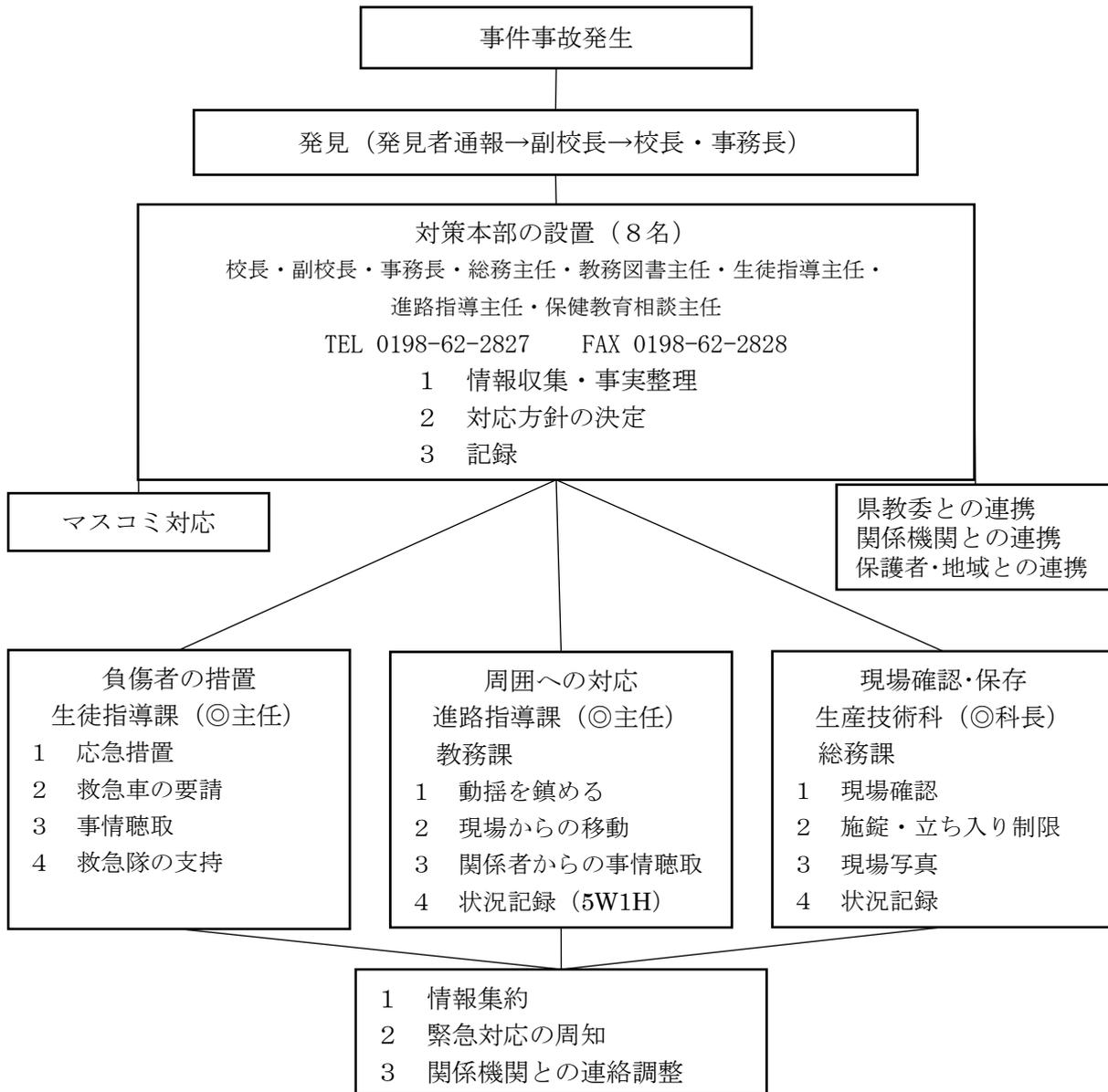
事故災害時の緊急連絡体制



目 次

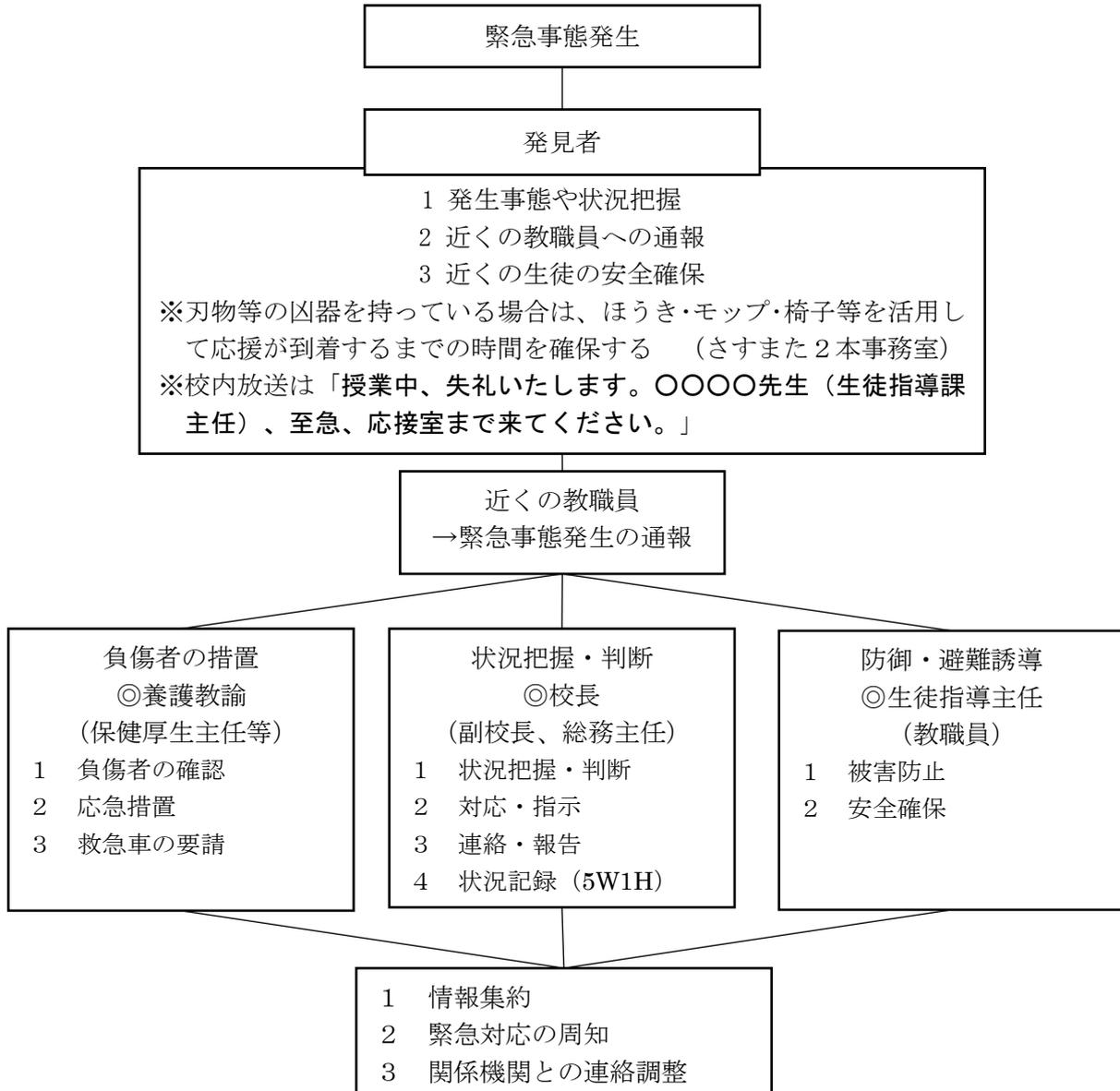
| | | |
|----|------------------------------|-----|
| 1 | 本校における事件・事故発生への対応（体制） | P 1 |
| 2 | 本校における緊急体制（不審者進入）発生への対応（体制） | P 2 |
| 3 | 本校における災害時の配置体制（速やかに報告） | P 3 |
| 4 | 県職員としての大災害時の体制（直ちに行動） | P 3 |
| 5 | 本校における防災避難対応（防災避難訓練実施要項より抜粋） | P 4 |
| 6 | 授業中及び部活動中の事故 | P 6 |
| 7 | Jアラート発信 | P 7 |
| 8 | 気象災害等への対応 | P 9 |
| 9 | 生徒の保護者への引き渡し | P 9 |
| 10 | 避難所の設営 | P 9 |
| 11 | 危機収束後の危機管理 | P10 |
| 12 | 自分用記録 | P15 |
| 13 | 避難経路図 | P16 |

1 本校における事件・事故発生への対応（体制）



| 関係機関への緊急連絡 北上ビルメン 0197-71-2110 | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 負傷者の関係者 | 県教委 | 消防署 | 警察署 | 病院（学校医） |
| | 教職員課 019-629-6120 学校教育室 019-629-6140 | 遠野消防署 62-4311 火事・救急車 119 | 遠野警察署 62-0110 警察への急報 110 | 遠野病院 62-2222 守口医院 63-2170 |
| 1 事実連絡 2 搬入先の病院名 | 1 事実連絡 2 支援要請 | 1 救急車の要請 2 消防車の要請 3 救助要請 | 1 事実連絡 2 警察官要請 3 救助要請 | 1 病院への連絡 2 医師・看護師の要請 |

2 本校における緊急体制（不審者侵入）発生への対応（体制）



| 関係機関への緊急連絡 北上ビルメン 0197-71-2110 | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 負傷者の関係者 | 県教委 | 消防署 | 警察署 | 病院（学校医） |
| | 教職員課 019-629-6120 学校教育室 019-629-6140 | 遠野消防署 62-4311 火事・救急車 119 | 遠野警察署 62-0110 警察への急報 110 | 遠野病院 62-2222 守口医院 63-2170 |
| 1 事実連絡 2 搬入先の病院名 | 1 事実連絡 2 支援要請 | 1 救急車の要請 | 1 事実連絡 2 警察官要請 3 救助要請 | 1 病院への連絡 |

3 本校における災害時の配置体制（速やかに報告）

(1) 生徒に事故が生じた場合

ア 養護教諭への連絡（状態をみる）

※ 校長・副校長・事務長・生徒指導課主任への連絡と指示をあおぐ

（校長→県教委、副校長→関係機関、生徒指導主任→保護者・地域）

イ 医療機関への依頼と事故者の付き添い

（担任、部顧問、養護教諭、その他関係職員）

ウ 他の生徒への指示

エ 担任への通知

オ 保護者への通知

カ 校長・副校長への報告

キ 事故報告書の作成（校長・副校長へ提出）

（ア）県教委への事故報告は（速報）は校長が行う

（イ）報道機関との対応は校長・副校長が行う

(2) 職員に事故が生じた場合の対応

ア 校長・副校長・事務長への連絡、指示を仰ぐ

イ 校長・副校長・事務長への報告（当事者→事故報告書の作成・提出）

(3) 通報の仕方 ※5W1H

ア 誰が → 学年・クラス・氏名

イ いつ → 日時

ウ どこで → 場所

エ なにを → 内容

オ なぜ → 動機

カ どのように → 状況（相手）

キ 指示 → 校長・副校長・事務長・養護教諭・生徒指導課主任

※ 処置、医師の診断、本人・保護者、担任、関係職員、他生徒

4 県職員としての大災害時の体制（直ちに行動）

| 体制区分 | 配備基準 | 配備職員配置 |
|------------------------|--|---|
| ★★★ 全職員配備 (3号)体制 | 1 大規模な災害が発生した場合において、校長が全職員を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき 2 遠野市近郊に震度6強または7の地震が発生 | 全職員 |
| ★★ 主査以上配備 (2号)体制 | 1 遠野市近郊に気象警報等が発表され、かつ相当規模の災害が発生、または発生するおそれ 2 遠野市近郊に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生、または発生するおそれ 3 遠野市近郊に震度6弱の地震が発生 | 校長、副校長、事務長 総務主任、教務主任 生徒指導主任、進路指導主任、保健教育相談主任 農場長、主査 |
| ★ 指定職員配備 (1号)体制 | 1 遠野市近郊に気象警報等が発表され、かつ相当規模の災害が発生、または発生するおそれ 2 遠野市近郊に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生、または発生するおそれ 3 遠野市近郊に震度5弱の地震が発生 | 校長、副校長、事務長 |

5 本校における防災避難対応（防災避難訓練実施要項より抜粋）

（1）組織

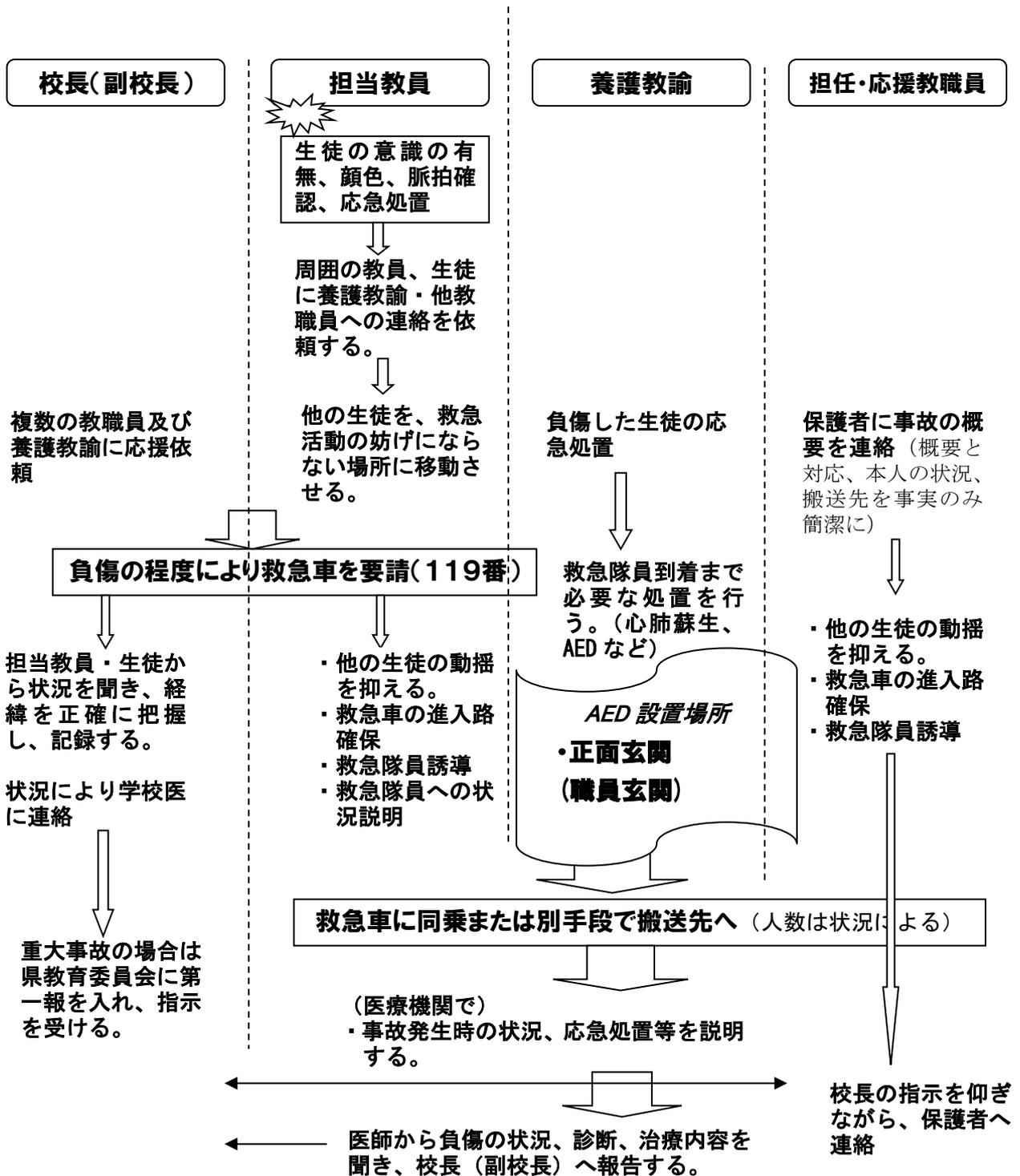
| | |
|------------|---|
| 本部 | 自衛消防組織を統轄 ◇本部長 校長 ◇副本部長 副校長・事務長 ◇各係長 |
| 警報確認係 | 警報盤で場所を確認 |
| 放送係 | 本部の指示を受け校内放送による指示 |
| 通報係 | 本部の指示を受け消防署へ通報 |
| 現場確認・初期消火係 | 状況確認と初期消火 |
| 避難誘導係 | 放送の確認と生徒への避難指示・誘導 |
| 巡回係 | 避難誘導、戸締まりの確認、逃げ遅れの確認 |
| 人員確認係 | 生徒・職員の避難人員の確認と集計 |
| 救護係 | 救護対象者の確認と負傷者等の応急救護 |
| 搬出警備係 | 非常持ち出し物品の安全地帯への搬出と延焼・盗難の防止 |
| 降下指導係 | 降下施設安全指導・安全点検 |

（2）防災避難訓練役割分担

| 役割分担 | 職員 | 生徒 |
|-------|---|--------------------------------------|
| 火災発生 | (火災発見者) 非常ベル作動 | |
| 警報確認係 | 警報確認 警報盤で場所を確認し、大声で連呼するとともに本部長・副本部長・職員へ連絡 副本部長は本部長の指示を受け通報係、放送係へ連絡。 ※農場管理室へ電話連絡 | |
| 通報係 | 通報（事務長） 消防署へ119番通報 | |
| 放送係 | 放送 本部長の指示を受け校内放送による指示 「緊急放送、緊急放送。火災による警報。現在状況を確認中。至急、全員避難準備せよ」 同じ内容を2回繰り返し | 避難場所の指示があるまで避難準備をしながら待機 ※静かに放送を聴く |

| | | |
|---------------|--|---|
| 放送係 (避難指示) | 放送 本部の指示を受け、出火場所により避難場所を確定 校内放送で「出火場所」の告知と「避難場所」を指示 「緊急放送、緊急放送。()より火災発生。至急、()避難場所に全員避難せよ」 同じ内容を2回繰り返し | 放送指示内容の確認し、生徒へ避難指示 |
| 避難誘導係 | 避難誘導 放送指示内容の確認 窓・戸を閉めて避難誘導避難後、人数確認指示 | 避難場所へ移動 各クラス2列出席番号順に整列 |
| 巡回係 | 巡回 避難誘導・遅れている者の有無確認 各教室・トイレ点検、戸締まり確認 防火扉の操作 集合場所にて本部に報告 | |
| 人員確認係 | 人員確認 本部旗の表示 人員集計・避難確認後に本部長へ報告 ※生徒・職員を分けて集計 ※生徒・職員名簿準備 | (担任)人数確認の指示 人数を確認し、本部人員確認係 教務課長へ報告 「〇年〇組、 在籍 男子〇名女子〇名、 欠席 男子〇名女子〇名、 現在 男子〇名女子〇名、 異常なし」 |
| 救護係 | 救護係 救護対象者がいないか確認 負傷者等の応急救護 | (保健委員) 救護対象者の確認 負傷者等の応急救護 |
| 搬出警備係 | 搬出警備 非常持ち出し物品を安全地帯に搬出 延焼・盗難等の防止 | |
| 備蓄係 | 食料・飲料水等確保 学校で待機が必要になった際、生徒個人ごとに購入している災害備蓄品を配付 災害備蓄品保管場所は、南校舎2階教材室(化学実験室隣) | |

6 授業中及び部活動中の事故



【終息後の対応】

①情報の記録・整理 全職員の共通理解 ②事故原因・問題点の整理、改善 ③生徒・保護者への対応 ④関係生徒のこころのケア ⑤スポーツ振興センター等の手続き

7 Jアラート発信



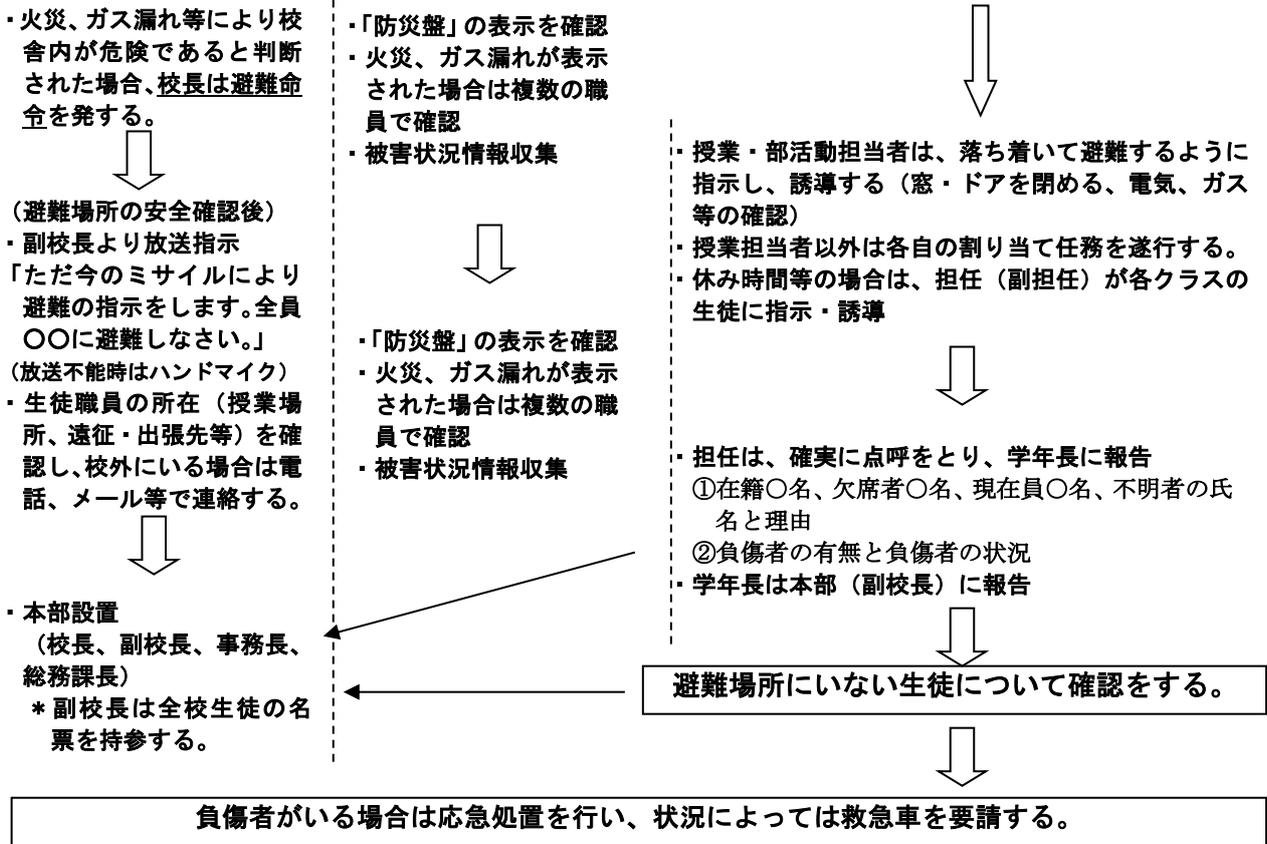
Jアラート発信

- ・校長は避難命令を発する。→
 - 校内放送（教務課長）
「避難命令。ミサイルが発射されました。先生の指示に従い、全員できるだけ窓から離れ、頭を守りなさい。屋外にいる人は近くの建物に入り、頭を守りなさい。」
(3回繰り返す)
 - カーテンを閉める。
 - 窓からできるだけ離れさせ、机の下に頭を入れさせる。
 - 火気使用中は、直ちに止める。
 - 屋外で活動している場合は近くの建物に避難する。
- ・休み時間等の場合は、担任(副担)が授業担当者と可能な限り同様に行動

被害なし

- ・校長は避難命令を解除する。→
 - 「校内放送（教務課長）
避難命令が解除されました。授業に戻って下さい。」(2回繰り返す)

ミサイル着弾で被害あり



- ・安全確認後、避難指示解除
- ・安全確認できない場合、避難を継続



- ・二次災害が想定される場合はすぐには下校させず、その旨保護者に連絡を指示

- ・特に甚大な被害がある場合は学校防災本部を設置し、防災体制を整える。

- ・安全が確認でき次第、校長に報告



- ・施設設備に係る対応を継続



- ・避難指示が解除されたら、教室に誘導



- ・下校させない場合、担任は保護者に連絡

- ・下校させる場合、下校経路を確認して安全に下校させる（または保護者に引き渡す）

8 気象災害への対応

下記の警報等の発表にともない臨時休校等とする場合は、生徒及び保護者に対してはマメール、Teams 等で連絡する。

交通状況などから登校できないときは、保護者の判断で自宅待機となる場合がある。

- (1) 陸上の特別警報（大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報）
緊急安全確保または避難指示、大津波警報、津波警報、津波注意報
- (2) 陸上の気象警報（大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報）
- (3) 震度5強以上の地震

9 生徒の保護者への引き渡し

在校中に警報の発令や地震が発生した場合、及び登下校中に警報の発令や地震が発生し学校へ登校・引き返した場合の生徒引き渡し等については、以下のとおりとする。

- (1) 気象状況等を確認しながら、学校待機か下校させるかを判断し、保護者に対して電話やメール等で連絡する。
- (2) 保護者に生徒を引き渡す場合は、「生徒引き渡しカード」に記入してもらい、内容を職員が確認した上で引き渡す。
- (3) 保護者以外の方への引き渡しは原則行わない。

10 避難所の設営

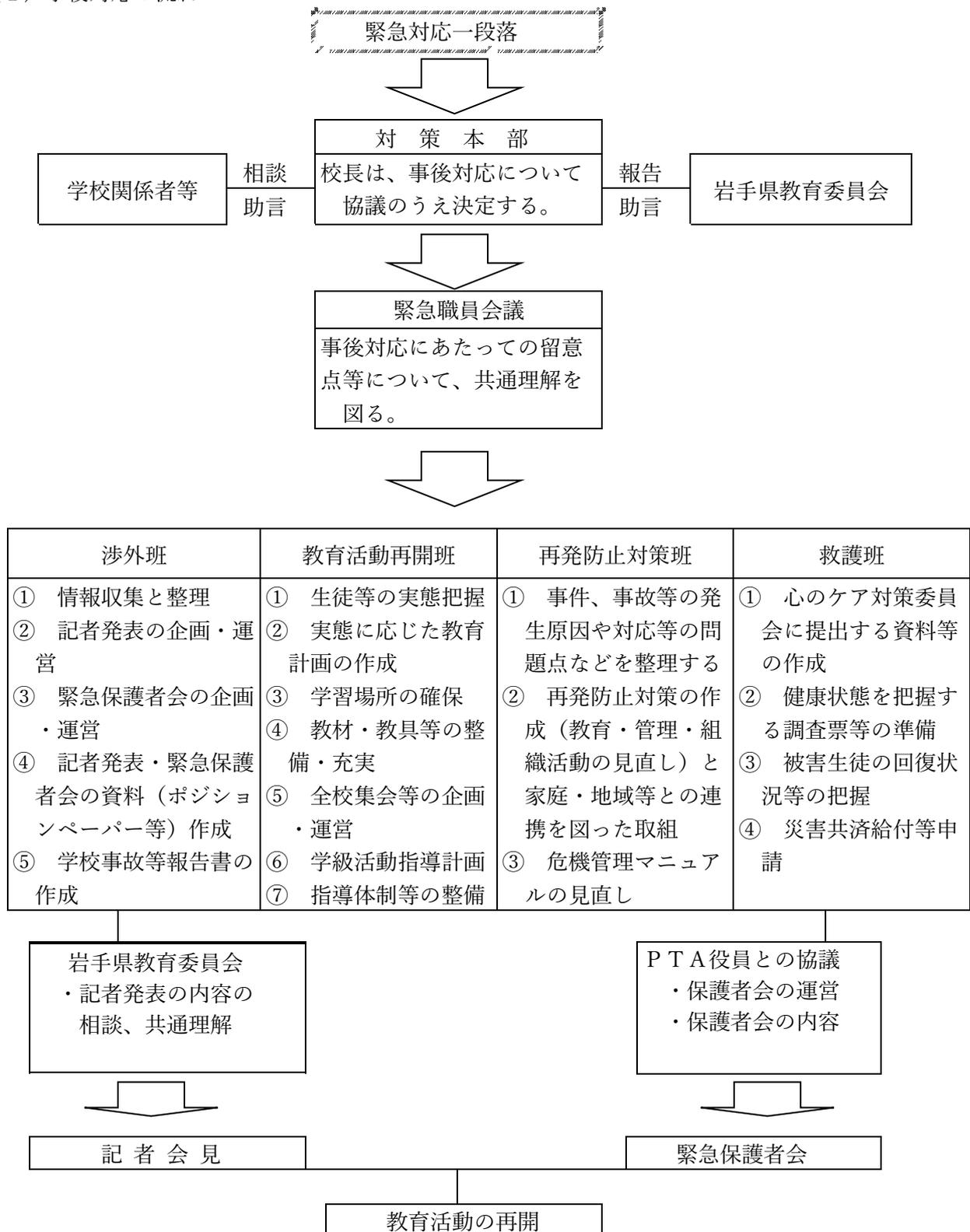
本校体育館は遠野市の指定避難所となっている。（令和4年4月現在：想定収容人数193人）

本校体育館に避難所が開設された場合は、以下のとおりとする。

- (1) 避難者がいることを、遠野市防災危機管理課に連絡し、職員の派遣を依頼する。
- (2) 岩手県学校教育委員会学校企画室に状況及び対応を報告する。
- (3) 避難者収容、医療対応、避難所運営管理、調理、駐車などのスペースを確保することとし、必要に応じて体育館以外の学校施設を解放する。
- (4) 遠野市との連携を図りながら、照明、食料・水、毛布、暖房器具、トイレ等を確保する。
- (5) 避難所設営にあたる市職員の対応に協力する。なお、状況によっては、教職員が中心となって当面の運営にあたる場合も想定される。（対応例：救・救急措置、避難者名簿の作成、避難所の巡回、救援物資の管理、避難者への連絡等）
- (6) 避難者による自治組織に避難所運営を任せることも想定される。その運営にあたっては、随時、遠野市及び自治組織代表者と調整しながら進める。
- (7) 必要に応じて、岩手県教育委員会及びその他関係機関等に応援を要請する。
- (8) 避難所の解消時期等については、被災状況を踏まえながら、遠野市と調整する。

11 危機収束後の危機管理

(1) 事後対応の流れ



(2) 対策本部の業務内容・担当者等

緊急事態が発生した際の緊急対応が一段落したら、校長の指示により対策本部を発動し、事後対応に迅速・的確に取り組むこととする。なお、対策本部は、「統括」「渉外班」「教育活動再開班」「再発防止対策班」「救護班」で構成する。

ア 統括（校長）の業務内容

| |
|---|
| <p>(ア) 速やかに防災対策委員会を開催し、事後対応にあたっての基本的な方針・考え方などについて、学校支援者等の意見も参考に決定する。</p> <p>(イ) 全体を掌握のうえ、各班の状況に応じた適切な指示を出すとともに、適宜取組状況を掌握したうえで総括を行う。</p> <p>(ウ) 事後対応にあたって、教育委員会や学校関係者等からの助言を受ける。</p> |
|---|

イ 班の業務内容および担当者

◎主担当

○副担当

| 班 | 業務内容 | 担当 |
|---------|--|--|
| 渉外班 | <p>① 次の点について情報を収集し、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事件・事故等の概要とそれが発生した原因や背景など ○ 生徒・教職員の被害状況 ○ 施設・設備等の被害状況 ○ 事件・事故等が発生してからの対応状況（時系列） ○ 事件・事故等が発生してからの関係者の支援状況（時系列） ○ これまでの安全対策等の概要 ○ 再発防止対策（保護者・地域等との連携推進含む） ○ 教育活動の再開計画 | <p>◎副校長</p> <p>○教務・図書主任</p> <p>○生徒指導主任</p> |
| | <p>② 記者発表の実施計画を立て、資料等を事前に準備するとともに、当日の運営を担当する。なお、実施計画の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日時、内容、役割分担、会場設営、 ○ 準備するもの（ポジションペーパー [公式見解] 等） | <p>◎副校長</p> <p>○総務主任</p> |
| | <p>③ P T A役員と連携を図って、緊急保護者会の実施計画を立て、資料等を事前に準備するとともに当日の運営を担当する。なお、実施計画の内容については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日時、内容、役割分担、会場設営 ○ 準備するもの（ポジションペーパー [公式見解] 等） | <p>◎副校長</p> |
| | <p>④ 学校事故等報告書を作成し、教育委員会に提出する。</p> | <p>◎副校長</p> |
| 教育活動再開班 | <p>① 次の点についての現状を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全生徒の居場所、健康状態、通学可能状況など ○ 教科書・教具の状況など ○ 校舎・校庭の被害状況など | <p>◎教務・図書主任</p> <p>○同副主任</p> |
| | <p>② 必要に応じて年間指導計画の見直しを行い、現状を踏まえた教育計画を作成する。</p> | |
| | <p>③ 教室・校庭等の学習場所を確保し、教材・教具等を整備する。</p> | |
| | <p>④ 事件・事故等の防止に関する全校集会等を計画・実施し、安全・安心な学校生活が送れるようにする。</p> | |
| | <p>⑤ 事件・事故等の防止に関する学級活動における指導計画の作成と共通理解を図る。</p> | |
| | <p>⑥ 生徒や教職員の状況を踏まえた指導体制を構築する。</p> | |

| | | |
|---------------------------------|--|-----------------------------------|
| 再 発 防 止 対 策 班 | ① 緊急安全対策の実施 ② 「事件・事故等の概要とそれが発生した原因や背景など」や「これまでの安全対策等の概要」を分析・考察し、課題等を明らかにする。 ③ 上記の問題点や課題を解決するための対策（教育・管理・組織活動の見直し）を立て、家庭・地域・関係団体等との連携を図りながら、速やかに実行する。 ④ 「事件・事故等発生後の対応状況（時系列）」や「事件・事故等が発生してから関係者の支援状況（時系列）」を分析・考察し、問題点や課題などを明らかにし、必要に応じて緊急対応体制等の見直しを行う。 | ◎生徒指導主事 ○同副主任 |
| 救 護 班 | ① 「心のケア特別対応計画」を、岩手県教育委員会やスクールカウンセラー等の助言を得て作成し、「心のケア対策委員会」（P.19参照）に提出する。 ② 生徒の心の健康状態を把握する調査を実施する。 ③ 職員会議で支援計画等についての共通理解を図る。 ④ 該当生徒の回復状況を定期的に把握し、統括（校長）に報告する。 ⑤ 事件・事故等の被害生徒の災害共済給付申請書を作成し、岩手県教育委員会に提出する。 | ◎保健・教相主任 ○養護教諭 保健・教相課 職員 |

（3）緊急保護者会の開催

ア 開催にあたっての基本的な考え方

- (ア) 保護者に要求される前に、学校が必要に応じて主体的となって計画的に開催する。
- (イ) 保護者等に無用の混乱が生ずることのないよう、本校教育に対する信頼を獲得し、教育再開に向けての協力を得ることを目的として開催する。
- (ウ) 資料作成や発言にあたっては、プライバシーや人権に十分に配慮する。
- (エ) 教職員が緊急保護者会の内容等について、事前に共通理解を図る。

（4）報道機関への対応

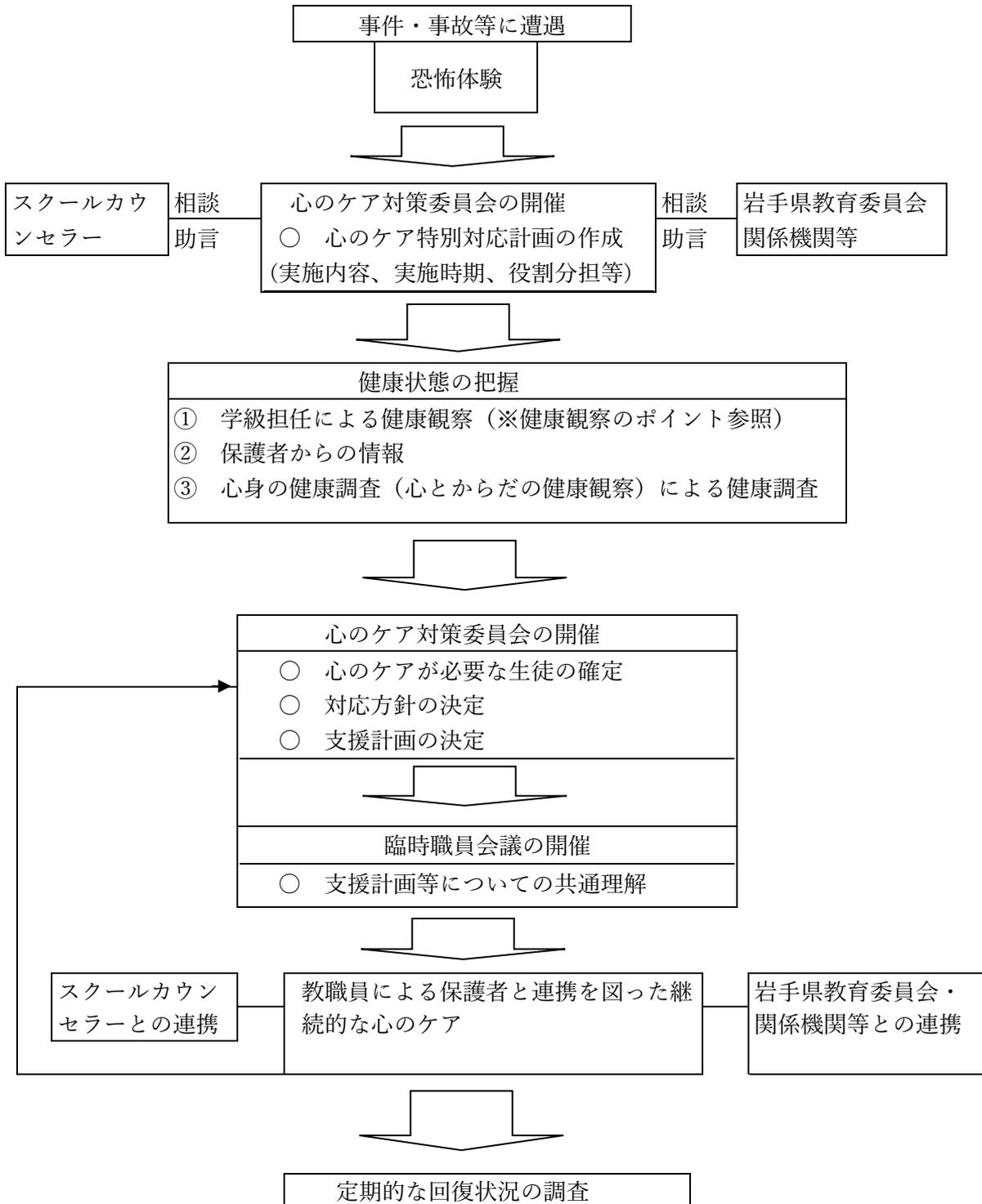
ア 対応にあたっての基本的な考え方

- (ア) 不確かな情報が流出したり、個人的な見解が氾濫したりしないようにする（「事実が報道される」のではなく、「報道されたことが事実となる」ことが多いため）。
- (イ) 報道機関への対応にあたっては、教育委員会等の支援を得るとともに、公表する内容等について、事前に教育委員会と調整する。
- (ウ) 生徒への取材に関しては、教育的に配慮するよう要請する。
- (エ) 報道された内容をチェックし、明らかに事実と異なった報道がなされている場合には、直ちに校長から正確な情報を発信し、訂正等を依頼する。
- (オ) 記者会見は、要求される前に、必要に応じて主体的・積極的に開催する。

(5) 心のケア

危険等発生時には、生徒に強いストレスが加わり、心身の健康に問題が表れることもあることから、保護者の協力を得て、速やかに健康状態を把握し、必要に応じてスクールカウンセラー等との連携を図り、継続的に適切な支援にあたる。

ア 心のケアに関する対応の手順



※ 心のケア対策委員会の事務局は、スクールカウンセラー・関係機関等の助言を得て、心のケア対策委員会で協議案などを作成する。

イ 「心のケア対策委員会」の構成 ◎事務局は救護班とする。

委員長：校長、副委員長：副校長、委員：保健・教相主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

ウ PTSDの予防・対応にあたってのポイント

- (ア) 普段の生活リズムを取り戻す。
- (イ) 症状が必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。
- (ウ) ト라우マを思い出させるようなきっかけをつくらない。
- (エ) 生徒が嫌がることはしない。

エ 健康観察のポイント

<ストレス症状の健康観察ポイント>

| 体の健康状態 | 心の健康状態 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 食欲の異常（拒食・過食等）はないか。 ○ 睡眠はとれているか。 ○ 吐き気・嘔吐が続いていないか。 ○ 下痢・便秘が続いていないか。 ○ 頭痛が持続していないか。 ○ 尿の回数が異常に増えていないか。 ○ 体がだるくないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 心理的退行現象（幼児返り）はないか。 ○ 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか。 ○ イライラ・びくびくしていないか。 ○ 攻撃的・乱暴になっていないか。 ○ 元気が無く、ぼんやりしていないか。 ○ 孤立や閉じこもりはないか。 ○ 無表情になっていないか。 |

<急性ストレス障害（ASD）と外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント>

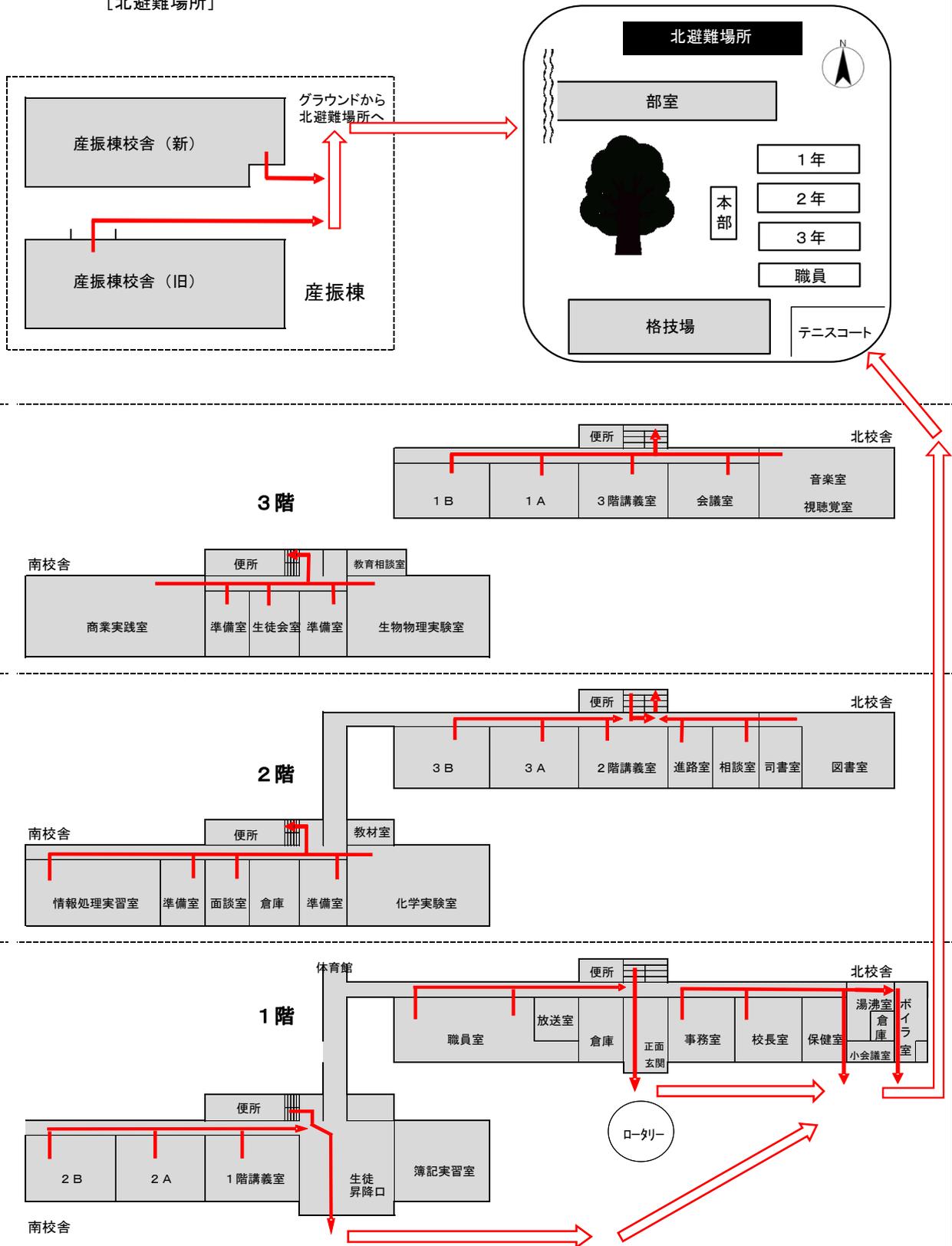
| | |
|-------------------|--|
| 持続的な再体験症状 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。 ○ 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック等）。 |
| 体験を連想させるものからの回避症状 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。 ○ 体験した出来事を思い出せないなど、記憶や意識が障害される。（ボーッとするなど） ○ 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。等 |
| 感情や緊張が高まる覚せい亢進症状 | <ul style="list-style-type: none"> ○ よく眠れない。イライラする。怒りっぽくなる。落ち着かない。 ○ 物事に集中できない。極端な警戒心を持つ。ささいなことや小さな音で驚く。等 |

12 自分用記録

常日頃から防災の意識を持つための自分用メモ。いざという時の「パニックを起こさず冷静に」行動するために必要事項を記入しておく。

| 自分用メモ | |
|-----------------------|-----|
| 連絡網により連絡がくる職員名 | TEL |
| 絡網により連絡する職員名 | TEL |
| 管理担当場所 (兼火気取締責任場所) | |
| 控えておきたい事・連絡先 | |

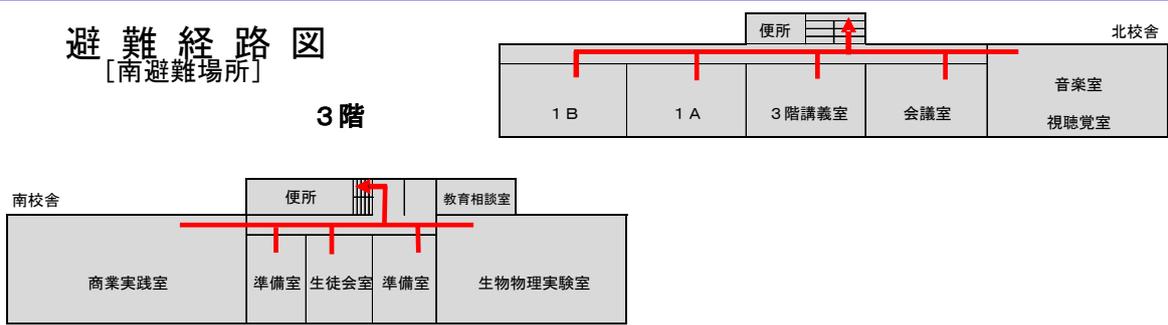
避難経路図 [北避難場所]



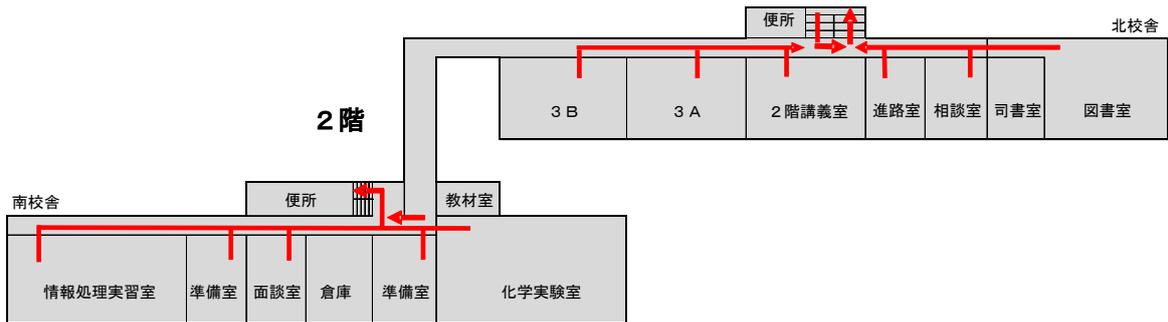
避難経路図

[南避難場所]

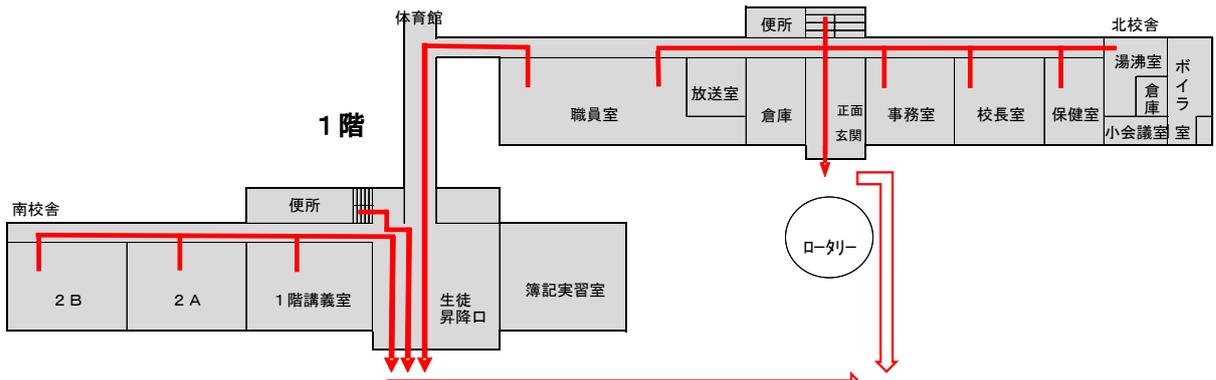
3階



2階



1階



産振棟

